

「スマホで防災訓練」地震編を配信

映像・CGなどを制作している株式会社スピードと連携して、スマートフォンを使って学べる「スマホで防災訓練」を開発しています。

これまでの水害編に加えて2月1日からは、地震編の配信を始めます。「大垣防災」のサイトからアプリをダウンロードして、防災クイズにチャレンジするなど、災害への備えにご活用ください。

詳しくは、「大垣防災」のサイトをご覧ください。危機管理室（☎47-7385）へ。



大垣防災



<防災クイズ画面イメージ>

マイナンバーカード 交付・申請の休日・夜間窓口開設

平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、マイナンバーカード交付・申請の休日・夜間窓口を開設します。

*とき／【休日窓口】 2月12・26日

いずれも日曜日の午前10時～午後4時

【夜間窓口】 2月の毎週火曜日・木曜日（2月23日を除く）いずれも午後5時15分～7時30分

*ところ／窓口サービス課

*内容／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新、マイナポイント設定支援

*問合せ／同課（☎47-8764）へ



マイナちゃん

住所異動の届出は 正しく速やかに

住民登録は、氏名・生年月日・性別・住所などが記録され、大垣市民であることを証明する大切なものです。これらは、国民健康保険、国民年金、児童手当などの各種行政サービスの基礎情報にもなっています。

間もなく、就職・転勤・転入学など、異動シーズンを迎えます。確実に行政サービスが受けられるよう、市外からの転入や市外への転出、市内転居などで住所を移す人は住所異動の届出を速やかに行ってください。

詳しくは、窓口サービス課（☎47-8764）へ。



市役所

自力避難に心配がある皆さん 災害時要援護者台帳に登録を

ひとり暮らしの高齢者や障がいがある人などは、災害発生時の避難に手助けが必要な場合があります。

災害時要援護者台帳は、こうした人の氏名・住所・緊急連絡先などを本人の同意により登録するもので、自治会などにあらかじめ提供され、災害発生時の援護活動などに活用されます。

自力での避難に心配がある人はご登録ください。

*対象／市内で在宅生活し、災害発生時に自身や家族などによる避難が困難な人で、次の①～⑥のいずれかに該当する人

- ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②要介護認定を受けている人（要介護1以上）
- ③身体障害者手帳を持っている人
- ④療育手帳を持っている人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- ⑥その他災害時に地域の援護が必要な人

*台帳の提供先／自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署

*申込／直接、社会福祉課（上石津・墨俣地域事務所も可）へ。または、申込書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入して、社会福祉課（〒503-8601 丸の内2-29）へ

*問合せ／同課（☎47-7256）へ



災害の状況によっては、支援する人が被災する場合があります。「自分の身は自分で守る」ということを心がけてください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険

新型コロナウイルス感染などによる給与減額に 傷病手当金を給付します

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者が、令和5年3月31日までに新型コロナウイルス感染症に感染し（疑い含む）、その療養などのため、仕事を休んだ期間の給与の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合は、申請により、傷病手当金の給付を受けることができます。

詳しくは、国保医療課へお尋ねください。

担当課	対象者	電話番号
国保医療課	国民健康保険被保険者	☎47-8132
	後期高齢者医療保険被保険者	☎47-8140

ご存じですか？ 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、知的または身体に重度・中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している人に手当を支給する制度です。

申請方法など詳しくは、子育て支援課（☎47-7092）へ。

<支給対象>

療育手帳A1～B1程度や、身体障害者手帳1～3級程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している人

※所得制限があります

<支給額（児童1人当たりの月額）>

1級（重度）：52,400円

2級（中度）：34,900円

小・中学校の就学援助をご利用ください！ ～ 経済的な負担が大きい世帯の学用品費などを援助 ～

子どもを小・中学校へ就学させるにあたり、経済的な負担が大きい世帯に、学用品や学校給食費などの一部を援助しています。

詳しくは、教育庶務課（☎47-8022）へ。

◆対象／次のいずれかに該当する世帯など

- ①児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ②世帯所得が一定額（世帯状況により異なる）を下回っている世帯
- ③世帯全員の市民税が非課税または減免されている世帯
- ④国民年金や国民健康保険料が減免されている世帯 など

◆援助の内容／学用品・通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費など

◆申込／子どもが通う小・中学校へ

※申請書は各学校で配布または、市HPからダウンロード

